

児童虐待事案に係るリアルタイム
情報共有システム構築等業務委託仕様書

令和6年1月10日
兵庫県福祉部児童課

目次

第1章 基本事項

1. 業務名
2. 目的
3. システム化方針
4. 想定する利用シーン
5. 業務内容
6. 業務の期間及びスケジュール
7. 作業の体制及び方法
8. 納入成果物

第2章 システム要件

1. 現行児童相談支援システム及び兵庫県警察との情報共有方法
2. 今回調達するシステムの概要
3. 機能要件
4. 規模要件
5. 運用時間
6. 性能要件
7. 機器要件

第3章 その他

1. 留意事項
2. 疑義等の解釈

第1章 基本事項

1. 業務名

児童虐待事案に係るリアルタイム情報共有システム構築等業務委託

2. 目的

全国的に虐待死が後を絶たず、こどもの安全確保には警察との緊密な連携が欠かせないため、県・市町・兵庫県警察との情報共有を強化し、こどもの命を守る体制を確保する必要がある。

現在、県こども家庭センター（児童相談所）が受理した虐待相談の全てを警察と全件共有する取組を開始し、Excelデータにより、月1回情報共有している。

本システムの運用により、兵庫県警察とリアルタイムで虐待情報を共有する体制を整備することにより、こどもの安全確保を図る。

3. システム化方針

(1) 利用者本位のシステム

利用する職員が使いやすく、操作性の良い利用者本位のシステムを構築する。

(2) トータルコストの最小化、開発期間の極小化

システムの計画から設計、開発、廃止に至るトータルコストオーナーシップの最小化を念頭においたシステムを構築する。また、システムの開発だけでなく、必要な機器にかかる経費も最小化できるシステムを構築する。

(3) システムの構築方法

受託者がパッケージソフトを利用して開発することも認める。ただし、パッケージソフトを使用する場合は将来的な業務の見直しや県内自治体の参画も考慮し、カスタマイズや他システムとのデータ連携が容易なシステムとする。なお、パッケージを使用する場合については、処理アルゴリズム及び仕様等について本県に必要な情報を開示すること。

4. 想定する利用シーン

親に叩かれている子どもがいるなどの通報により現場に駆けつけた警察官が、本システムにより閲覧した共有情報を参考に、的確な現場対応を行う。

5. 業務内容

本業務の範囲は以下のとおりとする。これらの業務遂行に必要な関係事業者との調整を行い、県に適宜報告する等の窓口業務も行うこと。

児童虐待事案にかかる兵庫県警察との情報共有システムの導入

- ・ 現行児童相談支援システム改修に必要な調整
- ・ システムの設計・開発・総合テスト
- ・ システム稼働時の初期設定
- ・ システム操作方法研修
- ※ 少なくとも、本格稼働前に県の指定するシステム操作者に対して研修を実施すること。
- ・ 操作説明書の提供

6. 業務の期間及びスケジュール

(1) 委託契約の締結

令和6年(2024年)2月(予定)

(2) 構築期間

契約締結日～令和6年(2024年)3月31日

※ ただし、本業務は諸手続完了後に繰越予定であり、履行期限は繰越承認を受け次第、発注者・受注者協議のうえ、契約変更する予定

[繰越後の履行期限（予定）：令和6年(2024年)9月30日]

(3) 履行場所

システムの開発は、開発請負事業者の社内で行うこととし、開発に必要な機器、その他必要物品等も開発事業者が準備すること。

7. 作業の体制及び方法

(1) 作業体制

受注者は、本作業を履行できる体制を設けるとともに、作業に先立ち以下の事項を記載した従事者リストを提出し、担当職員の下承を得ること。なお、原則として体制の変更は認めず、やむを得ず変更する場合は事前に担当者の下承を得ること。

ア 受注者側の体制

イ 受注者側の責任者

ウ 連絡体制（受注者側の対応窓口）

(2) 開発方法

ア 開発工程

- ・受注者は、作業に先立ち開発スケジュールを書面で提出し、担当職員の下承を得ること。
- ・やむを得ず作業スケジュール等を変更する場合は、事前に県児童課と協議すること。

イ 進捗管理方法

- ・原則として概ね週1回、担当職員に対して進捗報告をすること。
- ・進捗報告には、開発スケジュールと実際の進捗状況の差を明らかにし、その原因と対策を明らかにすること。
- ・県庁内での作業に当たっては担当職員の指示に従うこと、作業終了後は報告書を提出すること。

(3) 導入

本システムの導入及び動作確認は、担当職員が指定する日時及び設置場所で実施すること。

(4) 利用者研修

システムの管理・維持、ユーザサポートを行っていく上で必要な研修を実施すること。

8. 納入成果物

(1) 成果物

ア 業務実施計画書

イ 情報共有システム（ハードウェア、ソフトウェア含む）一式

ウ 情報共有システム構成機器一覧

エ 情報共有システム構成図

オ 情報共有システムネットワーク概要図

カ 情報共有システム基本設計書、同詳細設計書

キ 総合テスト報告書

ク 情報共有システム操作説明書（システム管理者用、一般ユーザ用）

(2) 納入方法

業務アプリケーションを除き、原則として、Microsoft Officeを使用して作成した電子媒体

及び印刷物を納入すること。

(3) 納入数

電子媒体 : 1式

印刷物(正・副) : 1式

(4) 納入期限

具体的な納入日については、業務実施計画書で作成するスケジュール上に記載することとし、本県と協議の上、納入期限を決定するものとする。

(5) 納入場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号(兵庫県庁第1号館5階)

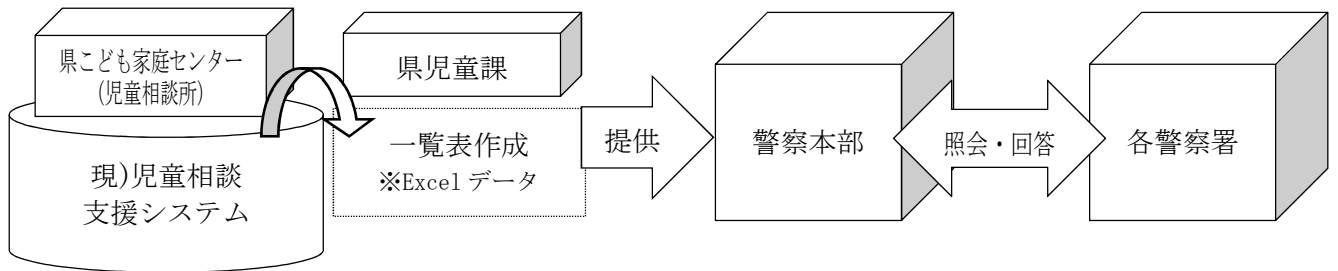
兵庫県福祉部児童課

第2章 システム要件

1. 現行児童相談支援システム及び兵庫県警察との情報共有方法

(1) 現行児童相談支援システム及び兵庫県警察との情報共有の構成概要

(図1)



(2) 拠点

① 県児童課、各県子ども家庭センター（（児童相談所）（7か所））

児童相談所業務（兵庫県）のため、担当課所にてリースパソコンを用いて現行児童相談支援システムを利用している。

兵庫県警察との情報共有にあたっては、県児童課が県児童相談所で相談を受けた児童相談虐待データ一覧（児童相談支援システムから出力した児童相談虐待データ一覧）を別途設置しているNASへ格納している。

② 兵庫県警察本部少年課（1か所）・人身安全対策課（1か所）、各警察署(46か所)

①のNASに格納された、児童相談虐待データ一覧を兵庫県警察本部少年課において閲覧できるようにし、管理・活用している。

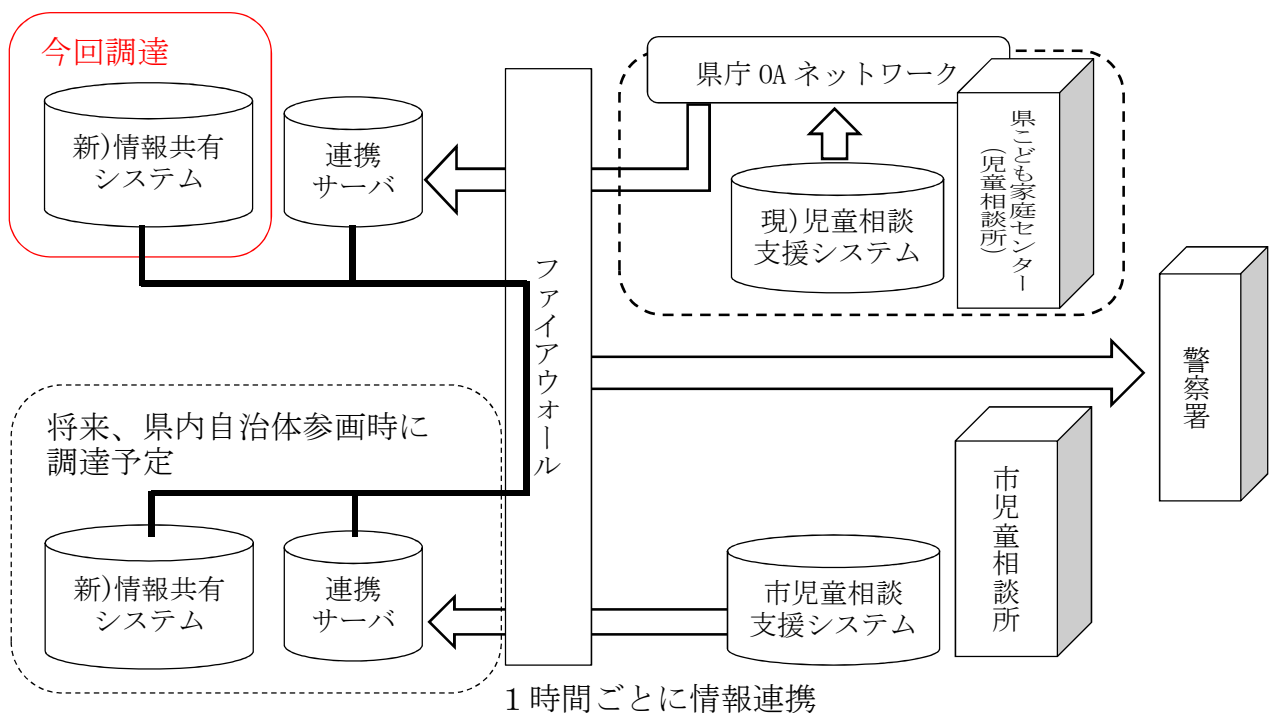
2. 今回調達するシステムの概要

(1) 今回調達するシステムの構成概要

今回調達するシステムの構成概要を以下に示す。

警察署で入力した情報は情報連携と逆の経路を辿る。

(図2)



(2) 拠点

- ① 県児童課、各こども家庭センター（（児童相談所）（7か所））
児童相談所業務（兵庫県）のため担当課所にて既存のリースパソコンを用いて利用する。
- ② 兵庫県警察本部少年課（1か所）・人身安全対策課（1か所）、各警察署（46か所）
児童の虐待情報の把握（警察）のため、担当課所にて、別途調達する新設のリースパソコンを用いて今回調達のシステムを利用する。
- ③ NTT西日本神戸データセンター
ラックマウント型サーバ（別途調達）
バックアップ機器（別途調達）
なお、県庁ネットワーク等の都合によりサーバ台数を削減することがある。その場合は県と受注者で協議の上、決定すること。

3. 機能要件

本調達において新規開発を行う機能を以下に示す。ただし、以下の新規開発に伴い、現行児童相談支援システムに改修の必要性が発生した場合は、当該改修にかかる必要な調整についても本調達の範囲内とする。なお、設計時に以下の新規開発による現行児童相談支援システムへの影響調査を行い、改修が必要な範囲を特定すること。

表 機能要件

機能	内容
県こども家庭センター（児童相談所）と警察のデータ連携	<p>県こども家庭センター（児童相談所）で児童相談支援システムに入力したケースの情報に含まれる、後述の共有項目について、警察（兵庫県警察本部少年課・人身安全対策課及び各警察署）に本委託外で別途設置する端末において、見やすいレイアウトで閲覧できるようにする。</p> <p>データの管理は児童単位で行うものとし、端末で児童氏名、生年月日、保護者氏名等で検索することにより、1つの対象児童に係るデータを1つの画面において体系的に管理するものであること。</p> <p>一部が合致した場合の曖昧検索を可能とし、該当の有無を表示すること。</p> <p>検索結果から、当該児童の情報画面へ移動できること。</p> <p>兄弟姉妹等がいる児童の場合は児童個人の画面から直接他の兄弟姉妹等の画面に切り替え可能なこと。</p> <p>また、1時間に1回以上のデータ共有をシステムにより自動で行うこととする。</p> <p>ただし、18歳以上のケースについては共有データの対象外とする。</p>

機 能	内 容
<p>県児童相談所と警察のデータ連携 [ファイル連携]</p>	<p>警察（兵庫県警察本部少年課・人身安全対策課及び各警察署）に設置した端末において取り込んだファイル(word、Excel、ppt、pdfなど)をシステムに取り込み、県こども家庭センター（児童相談所）と共有できるようにする。</p> <p>共有したファイルは、共有先において、共有確認を行うことで、共有元でファイルの到達を確認できるようにすること。ファイルのダウンロード完了後、ダウンロードを実行した者の情報がログで確認できるようにすること。</p> <p>共有先からはファイルの削除ができないようにし、ファイルのダウンロードが完了するまで、ポップアップ表示をすること。</p> <p>また、今後システムに参画する県内自治体とのデータ連携も追加できるようにすること。</p> <p>ファイル共有にあたって、管理者が機関ごとに利用制限をかけ、機関間で閲覧制限ができるようにすること。</p> <p>共有したファイル名、共有日時、共有元機関名、共有者、共有先機関名を統計機能により抽出できるようにすること。</p>
<p>警察の対応情報の登録</p>	<p>共有項目について兵庫県警察が照会及び対応を行った際にその内容を対象児童ごとに入力できるようにする。その内容については、県こども家庭センター（児童相談所）側でも参照できるようにする。</p> <p>入力項目は以下の5項目とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照会日（初期値は照会日とし、日付はカレンダー方式等で自由に選択できるようにする） ・照会理由（プルダウン） ・対応した署（プルダウン：初期値は入力者の所属署が入るようにする） ・対応内容（プルダウン） ・備考（テキスト100文字程度） <p>なお、プルダウンの内容については県児童課と検討の上決定する。</p> <p>また、警察の入力項目において、未入力を含む入力状況に関する情報を一覧で閲覧・管理できるようにする。</p>
<p>検索結果に表示される項目</p>	<p>検索の際に表示される項目は以下の項目を最低限必要とする。</p> <p>なお、項目については児童課と協議の上、変更、追加、削除を可能とすること。</p> <p>また、児童単位で表示されるようにすること。</p>

機 能	内 容
	<p>また、虐待相談履歴情報、安全確認、処理履歴情報、一時保護履歴情報は過去の取扱いも参照できるようにすること。</p> <p>○児童情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取扱いの児童相談所名 ・ケース番号、相談番号 ・児童氏名、フリガナ ・児童生年月日、年齢 ・児童性別 ・児童郵便番号、住所 ・保護者1氏名、フリガナ ・保護者1続柄 ・保護者2氏名、フリガナ ・保護者2続柄 <p>○児童家族構成情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族情報 氏名、フリガナ ・家族情報 続柄 ・家族情報 生年月日、年齢 ・家族情報 世帯の別 ・家族情報 職業 <p>○きょうだい情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きょうだいケース番号 ・きょうだい氏名 ・きょうだい年齢 <p>○虐待相談履歴情報（直近）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受理、終結年月日 ・ケース概要（主訴） ・相談経路 ・虐待の調査結果 ・虐待種別 ・心理的虐待細目 ・主たる虐待者 ・相談者が虐待者本人か ・安全確認者 ・家族構成 ・同居人虐待者 ・同居人虐待種別 <p>○安全確認（直近）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全確認年月日

機 能	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確認者（再掲） ・重症度 <ul style="list-style-type: none"> ※重症度の区分ごとに着色し、視覚的にわかりやすくすること。着色は全体のレイアウトとの対比から、最重度を最も視認しやすくすること。 ○処理、一時保護履歴情報（直近） <ul style="list-style-type: none"> ・開始、終了日 ・対応内容
<p>トップ画面新着情報等の表示</p>	<p>現時点での想定は以下のとおりとするが、受注者においても積極的な提案を行うこととし、要件設定の際には県と協議の上、決定すること。</p> <p>〔想定〕</p> <p>重症度の高い児童の特定情報が更新された場合に、トップ画面にて更新された児童の件数を表示すること。</p> <p>更新児童の件数から更新児童一覧に移動できるようにすること。</p> <p>更新児童一覧は児童の住所を所管するこども家庭センター（児童相談所）ごとに表示することとし、児童氏名、生年月日、住所、虐待の種別など、県児童課が指定する項目を表示すること。</p> <p>更新児童一覧から、児童個人の画面に移動できるようにすること。</p> <p>新着表示する重症度の程度及び特定情報は、県児童課と協議の上、設定すること。</p>
<p>利用者の一括登録、管理者権限</p>	<p>利用者を登録する際に、あらかじめ指定したデータ形式（CSV等）で利用者データを新システムに取り込み、一括で利用者の登録をできるようにする。</p> <p>また、利用者登録の承認を行える者（管理者）を県児童課及び兵庫県警察側に置く。</p> <p>管理者は所属の制限なく、登録・編集など全ての操作を可能とする。</p> <p>なお、管理者以外の利用者は自所属の登録・編集のみ可能とする。</p>
<p>アクセスログ</p>	<p>アクセスログ・操作ログを記録すること。アクセスログを参照する機能及びアクセスログをExcel等へ出力する機能を管理者権限を有する利用者に付与する。</p> <p>また、各警察署において、アクセスログを点検し、点検したことをシステム入力（ボタンクリック等）することにより、</p>

機 能	内 容
	<p>点検者の情報を記録される機能をつける。</p> <p>システム管理者は点検日時、点検者を一覧で管理できるようにする。</p>
統計機能	<p>共有項目に対する統計機能をつける。</p> <p>また、期間を区切って「共有データ数」「警察の対応の登録件数」「警察側の対応結果」「警察側のアクセス数」をExcel等で出力できるようにする。</p>
閲覧権限機能	<p>県こども家庭センター（児童相談所）の利用者に、担当する県こども家庭センター（児童相談所）ごとにケースの閲覧権限を設けられるようにする。</p> <p>ただし、初期設定では、全ての県こども家庭センター（児童相談所）が閲覧できるようにする。</p>

4. 規模要件

連携データ数 約6,000ケース（令和5年10月1日時点）

5. 運用時間

システムの運用稼働時間は、24時間365日とする。ただし、メンテナンス等にあたってシステム等を停止する場合についてはこの限りではない。なお、システム等を停止する場合には、原則として業務に支障をきたさない時間とする。

6. 性能要件

県子ども家庭センター（児童相談所）と兵庫県警察との情報共有を行っている最中でも、児童相談支援システムが安定して稼働するようにすること。ただし、大幅に想定値を超えることが予想される処理については、本県と別途協議すること。

また、1日1回バックアップを行うこととし、自動バックアップスケジュール及びシステム稼働中にバックアップ可能であること。

夜間障害発生時等の速やかな復旧及びデータ管理のためにバックアップ計画、バックアップ及びリカバリ手順書を作成すること。

システム全体のフルバックアップを定期的実施すること。

県において、システム冗長化を検討しているため、県と受注者協議の上、決定すること。

Windows10及び11でシステムが動作すること。

Microsoft Edgeの最新版で動作するWEBシステムとすること。

7. 機器要件

機器は本調達とは別で県において調達予定だが、以下の要件を満たす機器を想定している。

サーバ等機器は将来の県内自治体の参入を見据えた性能・構成とすることとし、サーバ調達・構築の支援を行うこと。

その際、県児童課、デジタル改革課及び県庁ネットワーク保守業者と十分な調整を行うこと。

※ 現在の想定

・ウェブサーバ・データベースサーバ2台構成、システムを冗長化する。

- (1) NTT西日本神戸データセンターの既設ラックに物理サーバを構築すること。
- (2) 約1,000名の職員にシステム利用権限を付与し、約100名の職員が同時利用することを前提にCPU、主記憶装置、磁気ディスク等の性能を考慮して機種選定すること。
- (3) 10BASE-T/100BASE-T/1000BASE-Tのイーサネットポートを2ポート以上有すること。
- (4) 19インチラックに収容可能であること。
- (5) 電源及びファンが冗長化されていること。
- (6) サーバ用ウイルス対策ソフト(トレンドマイクロServer Protect)をインストールすること。
- (7) OS、ミドルウェア、アプリケーションファイル等を最新版で導入するとともに、適切なアクセス権限付与等を行うこと。

第3章 その他

1. 留意事項

(1) 機密保持

本業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、納品が完了又は本契約が解除された後においても同様とする。

(2) 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性が分かる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(3) 法令等の遵守

調達機器の導入、保守に関して、「兵庫県個人情報保護条例」、兵庫県情報セキュリティ対策指針及び契約書の別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(4) 知的財産の取扱

本業務で得られた成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条、第28条の権利を含む）を無償で県に譲渡すること。

2. 疑義等の解釈

本仕様書に定めのない事項、本仕様作成時に想定しない事態及び疑義が生じた場合には、県と受託者の協議により定めるものとする。